

## 吹田市地域医療推進懇談会について

### 1 趣旨

- (1) 平成 26 年（2014 年）の通常国会で「医療介護総合確保推進法」<sup>1</sup>が成立し、現在、大阪府においても、高度急性期から在宅医療まで切れ目なく、地域において効果的かつ効率的な医療提供体制を構築するため、「大阪府地域医療構想」の策定が進められています。
- (2) そのような中、本市においても今後、高齢者人口、とりわけ慢性疾患等の医療ニーズが高い 75 歳以上人口の大幅な増加が見込まれ、在宅医療の需要が大幅に増大する等の課題が顕在化することが想定<sup>2</sup>されます。
- (3) これに対し、本市では、医療や介護が必要となっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。
- (4) その一環として、昨年 10 月から、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供のための連携強化を目的として、医療関係者や介護事業者等による「吹田市在宅医療・介護連携推進協議会準備会」<sup>3</sup>を設置し、議論を進めています。
- (5) 一方、今後、本市における在宅医療等の医療需要が大幅に増大すること等を踏まえれば、在宅医療・介護連携のみならず、医療需要に見合った必要な在宅医療の環境づくりを推進すべく、医療提供主体における課題等も整理する必要があります。
- (6) 以上の観点から、医療関係者のご参画のもと、現状や課題を整理し、問題意識を共有したうえで、今後の方向性や具体的な対応を議論するため、当懇談会を開催するものです。

### 2 懇談会で議論するテーマ

- (1) 在宅医療推進の環境づくりについて
- (2) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師（薬局）の定着促進について

<sup>1</sup> 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)

<sup>2</sup> 「大阪府地域医療構想(案)」(平成 28 年 1 月 26 日)では、吹田市の在宅医療等の医療需要(患者住所地ベース)は、2013 年:3,599(人/日)、2025 年:6,141(人/日)と、約 10 年で約 2 倍になるとして推計されている。

<sup>3</sup> 医療介護総合確保推進法により新たに介護保険法に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業(地域支援事業の一つ)として実施。